



市 章

# 大津市公報

平 成 31 年 3 月 29 日  
号 外 ( 第 14 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 17 大津市交通指導員設置条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 18 大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則..... 2
- 19 大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則..... 2
- 20 大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則..... 3

### 告 示

- 77 昭和39年告示第 8 号 (指定金融機関等について)の一部改正..... 3
- 78 地縁による団体に係る告示事項の変更について..... 3

### 企 業 局 告 示

- 5 昭和53年企業局告示第 1 号 (大津市企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について)の一部改正..... 3

## 規 則

大津市交通指導員設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第17号

大津市交通指導員設置条例施行規則の一部を改正する規則

大津市交通指導員設置条例施行規則 (昭和43年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、大津市交通指導員設置条例 (昭和43年条例第15号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 1 号中「および啓蒙活動」を「及び啓発活動」に改める。

第 5 条第 1 項中「その他必要な物品」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、制服のほか、指導員に対し、必要に応じて制帽又は防寒コートを貸与するものとする。

別表を削る。

様式を次のように改める。

別記様式(第3条関係)

(表)

(裏)

写  真	第 号
大津市交通指導員証	
氏 名	
	年 月 日生
年 月 日発行	
大津市長	印

注 意
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本証は、職務に従事するときは、必ず携帯すること。</li> <li>2 本証を紛失又は毀損したときは、直ちに届け出ること。</li> <li>3 本証は、任期を満了し、又は解任されたときは、速やかに返納すること。</li> <li>4 本証の有効期間は、発行の日から2年とする。</li> </ol>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第18号

大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則

大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則(昭和46年規則第29号)の一部を次のように改正する。  
第7条第2号中「株式会社関西アーバン銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第19号

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

大津市社会福祉審議会規則(平成21年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

**第11条** 審査部会(障害者福祉専門分科会審査部会に限る。)は、身体障害者の障害程度の審査については、当該審査部会に属する委員及び臨時委員全員の一致により、あらかじめ障害の種類ごとに当該審査を行う委員及び臨時委員を指定することができる。

2 前項の場合においては、指定された委員及び臨時委員が決した内容をもって審査部会の決議とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第20号

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則
大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則(昭和49年規則第38号)の一部を次のように改正する。
別表中「関西アーバン銀行」を「関西みらい銀行」に、「京都信用金庫」を「滋賀中央信用金庫(取扱店舗
京都信用金庫
大津支店)
」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「大正・昭和・平成」及び「明治・大正・昭和・平成」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

大津市告示第77号

昭和39年告示第8号(指定金融機関等について)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から適用する。
平成31年3月29日

大津市長 越 直 美

第2号中「株式会社関西アーバン銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改める。

大津市告示第78号

地縁による団体に係る告示事項の変更の届出があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月29日

大津市長 越 直 美

Table with 3 columns: 地縁による団体の名称, 変 更 事 項, 変更年月日. Row 1: 北住吉自治会, 代表者の氏名及び住所 (氏名 岩下 和行, 住所 大津市和邇北浜1065番地の2), 平成30年4月8日

企 業 局 告 示

大津市企業局告示第5号

昭和53年企業局告示第1号(大津市企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から適用する。

平成31年3月29日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2号中「株式会社関西アーバン銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改め、第3号中

「株式会社商工組合
滋賀中央信用金庫
京都中央信用金庫
近畿労働金庫
滋賀県信用組合
京滋信用組合
滋賀県民信用組合
近畿産業信用組合

中央金庫 「滋賀中央信用金庫
京都中央信用金庫

株式会社商工組合中央金庫  
を 滋賀県民信用組合 滋賀県信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合  
に改める。  
」 近畿労働金庫 」